

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 30（個）第 2 号）

第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成30年 2 月 19 日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成〇〇年〇月〇日付けの「〇〇〇〇」に係る公務災害認定請求について、次の情報の開示の請求をした。

- (1) 公務災害認定請求書の「2 災害発生の状況について 公印入りの書面と添付書類（2 部）」
- (2) 調査票 様式 2 3（6）業務負荷の状況についての添付書類（〇〇と〇〇の記名印入りのもの）
- (3) 関連資料追加⑬〇〇学級懇談会まとめH〇〇.〇.〇
- (4) 様式 4 記入要領 2 ①～⑨
- (5) 必要書類一覧（用務に関する資料 提出に変更と追加⑬があるか）

（以下（1）に係る請求を「本件請求 1」、（2）に係る請求を「本件請求 2」、（3）に係る請求を「本件請求 3」、（4）に係る請求を「本件請求 4」、（5）に係る請求を「本件請求 5」といい、本件請求 1 から本件請求 5 までを「本件請求」と総称する。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求 1 に対し、公務災害認定請求書を特定の上、所属長の意見書（以下「本件意見書」という。）の具体的な内容部分（以下「本件不開示情報」という。）は条例第14条第 7 号の不開示情報に該当するとして自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年 3 月 2 日付けで審査請求人に通知した。

また、本件請求 2 から本件請求 4 までに対し不存在を理由とする自己情報不開示決定を、本件請求 5 に対し自己情報開示決定を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年 4 月 9 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 所属の小学校から本人控えとして私が書いた部分への所属長印が入っている書面をもらったが、開示請求をすると本人に内緒で所属長の意見が添付してあった。

公務災害「2 災害発生の状況」については、被災職員本人が記入することになっており、その内容について所属長が印で証明することになっている。本人申請なのに、本人にその部分を開示できないのはおかしい。所属長の無断で付け足した部分は、公務災害手続に照らし合わせても無効になるのではないか。

- (2) 条例第14条第7号に「本人に知られることを予期していないものであり」という条文自体が存在しない。

- (3) 平成〇〇年〇月〇日付けで行った〇〇〇〇認定請求について、前校長は同月〇日に印を押しており、私もその時所属にいた。所属長の証明できない部分があるのなら、そのことを被災職員に伝えるべきである。また、次の日に教頭にも確認してもらった後、事務員を通じて〇〇〇教育委員会に提出されたものである。よって、所属長添付部分は平成〇〇年〇月〇日に作成されており、〇〇〇教育委員会提出後に添付されたものである。

公務災害は本人申請であり、公務災害の手続きにも「被災職員と連携しながら添付書類を補完し」とある。よって、申請時点では、被災職員本人に知られることを予期しないものを作成してはならないと解される。

- (4) 原則として災害発生の状況は被災職員本人が書くことになっており、その内容について所属長が証明することになっている。また、「証明できない部分については証明できないことを記載する」とある。

本件処分で最後の2行のみ開示されたのは、最後の2行のみが所属長の証明できない部分であり、有効だからである。

本人は所属長が印を押しやすいよう事実だけを淡々と記載したのみであり、平成〇〇年〇月に人事係の〇〇〇〇は記載されていた部分が事実と知っていたため「どういう部分がパワハラなのか」と私に質問したくらいである。

- (5) 健康福利課へ提出したとしてももらった本人控えと、実際に健康福利課へ送付されたものが異なっており、平成〇〇年度の福利調整係担当者のはからいで、元々の書類を受け付けてもらったのが事実である。実際に地方公務員災害補償基金広島県支部（以下「基金広島県支部」という。）に確認をとったところ、災害発生の状況が二つ存在しているため「調査の対象になった」とのことである。

- (6) 公務災害認定請求については、基金広島県支部において審査中である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件意見書の法的根拠について

- (1) 地方公務員の公務上の災害等に対する補償の手続について、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）において、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、補償の請求を受けたときは、請求の原因である災害が公務又は通勤により生じたものか否かを速やかに認定し、その結果を当該請求者及び当該災害を受けた職員の任命権者に通知しなければならない旨（第45条第1項）、また、同法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。）において、任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない旨（第49条第2項）規定されている。
- (2) 次に、補償事務のうち公務災害認定請求手続について、法及び施行規則に基づき定められた地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号。以下「規程」という。）において、療養補償を受けようとする者は、職員の氏名、生年月日及び職名、災害発生の日時及び場所、傷病名並びに傷病の部位及びその程度、災害発生の状況等を記載した公務災害認定の請求書を、任命権者を經由して（基金の）支部長に提出しなければならない旨、また、当該請求書に記載されたこれらの事項については、職員の所属部局の長の証明を受けなければならない旨規定されている（規程第7条）。
- (3) 「所属部局の長の証明」については、平成23年11月25日付け基金企画課長発出の事務連絡「公務災害補償に関する事務の取扱いについて」において、災害の発生状況等についての把握が困難であり、公務災害認定請求書等の記載内容について証明できない箇所がある場合、その旨を公務災害認定請求書等の所属部局の長の証明欄等に記載の上、被災職員が速やかに任命権者を經由して基金に当該公務災害認定請求書等を提出できるよう基金各支部に要請しており、被災者の迅速な救済を優先すべきとの観点から、証明困難である旨の所属長の意見を付してでも速やかに公務災害認定請求手続を進めるという趣旨と解される。
- (4) なお、このような取扱いの徹底を図るため、基金は、平成29年11月27日付け地基企第59号の基金理事長発出の通知「補償の請求書等の様式に関する規程の一部改正について（通知）」において、公務災害認定請求書様式の欄外に所属部局の長の証明が困難である場合の取扱いは、基金に相談する旨の注意書きを追加している。また、同日付けの基金企画課長発出の事務連絡「所属部局の長の証明が困難である場合の証明欄の記入例について」において、所属部局の長の証明の方法について、具体的な記入例まで教示して、その証明行為に便宜を図っている。

この記入例によれば、公務災害認定請求書（様式第1号）の「※3 所属部局の長の証明」の欄に「2（災害発生の状況）については、別添『申立書』

のとおり。」と付記した上で、「請求者が記入した『災害発生の状況』に関して実際に所属長が証明し難いと考える理由」、すなわち「所属長本人の意見」について、任意の「申立書」で述べるよう指示している。

これらの一連の取扱いにより、上述したとおり、災害の発生状況等といった当該公務災害に至る事実の経過について、所属長としての見解があるような場合には、その所属長の見解を示した申立書も含めて認定請求書に係る一連の書類として、基金に提出し、基金の判断を仰ぐという形で手続を進めることとなっている。

- (5) したがって、所属長が添付した本件意見書（申立書）は、あらかじめ定められた認定請求手続に従って提出された書類であり、実施機関において公務災害認定補償事務を担当する管理部健康福利課では適法な提出書類として基金広島県支部に提出し、当該支部においても受理している。

2 本件不開示情報の条例第14条第7号該当性について

- (1) 本件不開示情報は、所属長と公務災害認定請求者である審査請求人との間で事実の経過について、認識の齟齬があるとして所属長が自己の認識内容について述べたものであり、所属長は、本件意見書の提出を前提に公務災害認定請求書の内容を証明したものである。
- (2) 災害の公務上外の認定に当たっては、公務災害認定請求者からの一方的な見解だけではなく、一連の事実経過について認識し得た所属長の見解も踏まえ、より正確な事実関係を把握した上で検討しなければならないのは当然のことである。

しかし、本件不開示情報を開示すれば、今後、同種の事案について公務災害認定請求があった際、所属長が関係当事者からの批判や所属での無用の混乱をおそれ、認識している事実関係等について率直な記述を行うことをちゅうちょし、公務災害認定請求者に不利になる記述を意図的に忌避するなど、公正な公務災害認定を実施していく上で必要となる正確な事実関係を把握することが困難となる。

また、本件不開示情報が開示されることにより、本件意見書のような申立書の作成自体をちゅうちょし、提出されないこととなれば、公務災害認定請求書の記載内容について証明ができない箇所がある場合に、実際には公務災害認定請求書の基金への提出に支障を来し、法の趣旨である被災者の迅速な救済を害するおそれもある。

- (3) 本件請求の対象となった公務災害の認定請求事案(以下「本件事案」という。)は、基金広島県支部において災害の公務上外の審査中のため、本件不開示情報を開示することにより、今後の公務災害認定請求に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (4) したがって、本件不開示情報は、将来の同種の事案に係る公務災害認定の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第14条第7号の不開示事由に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件請求1について

本件請求1は、審査請求人が行った公務災害認定請求に係る公務災害認定請求書及び添付書類に記載された保有個人情報の開示を求めるものである。

実施機関は、本件意見書に記載された情報の一部について、条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性等について

(1) 公務災害認定請求に係る事務手続について

公務災害認定請求に係る事務手続について実施機関に確認したところ、おおむね次のとおりであった。

ア 被災職員は、公務災害認定請求書を作成し、所属(本件事案であれば学校)及び任命権者(実施機関を指す。以下同じ。)を経由して基金広島県支部に提出することとなっている。

イ 所属においては、被災職員から提出された請求書の「1 被災職員に関する事項」欄及び「2 災害発生状況」欄に記載された内容について、事実の調査等を行い、所属部局の長の証明を付して、任命権者に送付する。

ウ その際、通常、所属において証明するために必要な資料があれば、調査の上、所属が追加する。

なお、追加資料については、被災職員に確認の上追加される場合もあれば、意見の齟齬がある場合に所属の認識を示すために所属のみで作成する場合もある。

エ 基金は、法第45条第1項に基づく認定業務を行う場合、同条第2項に基づき任命権者の意見を聞かなければならないこととされており、任命権者では、提出された公務災害認定請求書及び添付資料を基に、被災状況等を確認し、任命権者としての意見を付して基金広島県支部へ関係書類を提出する。

オ 基金広島県支部は、公務災害認定請求書及び添付資料の一式を受理し、「災害」が公務により生じたものであるかどうか内容を審査し、認定を行っている。

なお、基金は、地方公共団体等に代わって地方公務員の災害に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保するために設けられた機関であり、基金広島県支部が必要に応じて事実調査や医学的意見を聴取することもあれば、基金広島県支部の求めに応じて所属、各市町教育委員会及び任命権者が協力し、添付資料の不備の補完や事実関係の調査、関係者からの聴取を行うこともある。

(2) 本件不開示情報の条例第14条第7号該当性について

ア 条例第14条第7号について

条例第14条第7号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

イ 条例第14条第7号該当性について

(ア) 当審査会において、本件事案に係る公務災害認定請求書（以下「本件公務災害認定請求書」という。）を見分したところ、審査請求人が作成した「災害発生の状況」欄の記載内容について、所属長である校長が「私の記憶や認識との相違がある」として本件意見書を添付した上で、所属部局の長として「被災職員に関する事項」欄及び「災害発生の状況」欄の記載内容について職・氏名の記名及び押印により証明したものであることを確認した。

実施機関は、本件不開示情報を開示した場合、所属長が関係当事者からの批判や所属での無用の混乱をおそれ、認識している事実関係等について率直な記述を行うことをちゅうちょし、公務災害認定請求者に不利になる記述を意図的に忌避するなど、公正な公務災害認定を実施していく上で必要となる正確な事実関係を把握することが困難となる旨説明する。

本件公務災害認定請求書の記載から、審査請求人は本件事案に係る校長の対応を問題としていること、本件意見書が本件事案に係る災害発生の状況について審査請求人との間に記憶や認識に齟齬があるとして校長により作成されたものであると認められ、このことを踏まえれば、当該意見書は、校長が公務災害認定請求の事務手続における所属部局の長の立場で証明すると同時に、本件事案における当事者としての立場から弁明を行うために作成した文書であると認められる。

このような場合においては、管理職としての立場を説明することは当然であると考えられ、実施機関が説明するような、本件不開示情報を開示した場合に、所属長が関係当事者からの批判等をおそれ、認識している事実関係等について率直な記述を行うことをちゅうちょする又は公務災害認定請求者に不利になる記述を意図的に忌避する蓋然性があるとまでは認められない。

(イ) ところで、審査請求人は、所属長が審査請求人に無断で本件公務災害認定請求書に本件意見書を添付しているなど、事務手続が適正に行われていない旨主張しており、その主張に一定の理解はできる。

しかしながら、基金は、補償の請求を受けたときは、請求原因である災害が公務又は通勤により生じたものか否かを速やかに認定する責務があ

り、上記（１）のとおり、所属及び公務災害認定請求者において必要書類の整備を行うが、このことをもって所属が、当該請求者の意向と異なる認識を示す文書を整備することを妨げるものではない。

また、当該公務災害の認定審査中に本件不開示情報を開示することにより、記載内容に不満を抱く外部の者からの批判や干渉等の影響を受け、実施機関における調査や資料の整備に係る事務の迅速かつ公正な実施が妨げられるおそれがあることは否定できない。

これらの事情を踏まえると、本件不開示情報を開示することにより、所属長が事実関係等について率直な記述を行うことをちゅうちょし、実施機関が正確な事実関係を把握することが困難となるといったおそれは認められないものの、本件事案が認定審査中であること等を踏まえれば、当該情報を開示することにより、実施機関における公務災害認定請求に係る事務の迅速かつ公正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

（ウ）したがって、本件不開示情報は、条例第14条第7号の不開示情報に該当すると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 8. 1	・ 諮問を受けた。
30. 12. 20 (平成30年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
31. 1. 23 (平成30年度第10回)	・ 実施機関及び審査請求人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
31. 2. 27 (平成30年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。
31. 3. 19 (平成30年度第12回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授